第八百五十条第四項		第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第百二十三条の二第二項、第百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	投資法人法第二百四条第三項において準用する第四百二十四条	
第八百五十一条第一項	第八百四十九条第一項	投資法人法第二百四条第三項において準用する第八百四十九条第一項	投資法人	投資主
第八百五十二条第一項及び第二項	株主等	株式会社等	投資法人	投資主
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	株主等	投資法人法第二百四条第三項において準用する第八百四十九条第一項	投資主
第八百五十三条第一項	株式会社等		投資法人	投資法人

（社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「ごとの数」の下に「とし、買取口座（法第百五十五条第一項に規定する買取口座をいう。以下この章において同じ。）に記載又は記録がされている振替株式のうちその買取りの効力が生じていないものについては、法第百五十五条第三項の申請をした振替株式の株主ごとの数とする。」を加える。

第三十一条第一項第一号中「ごとの数」の下に「とし、買取口座に記載又は記録がされている振替株式のうちその買取りの効力が生じていないものについては、法第百五十五条第三項の申請をした振替株式の株主ごとの数とする。」を加え、「同項第二号」を「法第百三十七条第一項第二号」に改める。

第三十二条第一項第一号中「ごとの数」の下に「とし、買取口座に記載又は記録がされている振替株式のうちその買取りの効力が生じていないものについては、法第百五十五条第三項の申請をした振替株式の株主ごとの数とする。」を加え、「同項第三号」を「法第百三十八条第一項第三号」に改める。

第六十条の表第三十一条第一項第一号の項を次のように改める。

第三十一条第一項第一号	振替株式の数
	特別株主申出
	特別株主ごとの数
	振替株式の株主ごとの数
	乗じた数
	その数
	振替投資口の口数
	特別投資主申出
	特別投資主ごとの数
	振替投資口の投資主ごとの口数
	乗じた口数
	その口数

第六十条の表第三十二条第一項第一号の項を次のように改める。

第三十二条第一項第一号	振替株式の数
	特別株主申出
	特別株主ごとの数
	振替株式の株主ごとの数
	乗じた数
	その数
	振替投資口の口数
	特別投資主申出
	特別投資主ごとの数
	振替投資口の投資主ごとの口数
	乗じた口数
	その口数
第六十五条第一項第一号	存続会社等振替株式
	存続投資法人振替投資口

第六十五条第一項第一号中「ごとの口数」の下に「とし、買取口座（法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十五条第一項に規定する買取口座をいう。）に記載又は記録がされている振替優先出資のうちその買取りの効力が生じていないものについては、法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十五条第三項の申請をした振替優先出資の優先出資社員ごとの数とする。」を加える。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成十五年政令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「第六十三条の四第四項」を「第六十三条の四第五項」に改め、同条第三項第二号イ中「第六十三条の五第六項」を「第六十三条の五第七項」に改め、同条第五項第一号中「第六十三条の六第四項」を「第六十三条の六第五項」に改める。

第十一条第三項中「第二条第十二号」を「第四百条第一項」に、「委員会を」を「各委員会を」に改め、同条第四項中「若しくはハ」を「、ハ若しくはニ」に改める。

第二十五条第一項中「委員会を」を「指名委員会等を」に改め、同条第二項中「若しくは第六号」を「、第三号若しくは第七号」に改める。

第三十条第二項中「若しくはニ」を「、ニ若しくはホ」に改める。

第三十五条第四項中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改める。

第三十六条第二項及び第五十条第二項中「若しくはニ」を「、ニ若しくはホ」に改める。

第五十二条第三項中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第十六条　保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三第二項の表第百三十六条の二第一項の項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

附　則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久